

副
本

乙第
120
号証

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件
原告 藤永知子 外31名
被告 埼玉県知事 外4名

陳述書(2)

平成21年8月26日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県保健医療部生活衛生課副課長

齋藤 弘



頭書事件について次のとおり追加して陳述します。

乙第115号証(陳述書)の補完として、平成15年12月に行った長期水需給の見通しの点についても、補充して説明いたします。

- 1 証拠書類乙第115号証10頁1項中、「埼玉県長期水需給の見通し」(乙第106号証)とあるを「埼玉県長期水需給の見通しの概要」(乙第26号証)と訂正します。
- 2 平成15年12月に公表した「埼玉県長期水需給の見通し」の中の水道用水の水需
要予測手法について

埼玉県では、平成11年度に「埼玉県長期水需給の見通し」を策定しておりましたが、その後、「彩の国5か年計画21」において将来人口の見直しを行ったため、平成15年に将来の水需要量の見直しを行いました。

上記のとおり、平成27年度における給水人口は約72.7万人、1日平均給水量は約25.7万 m^3 、1日最大給水量は約31.2万 m^3 となりました。
また、1日最大給水量約31.2万 m^3 に加え、地下水汚染や近年の小雨化傾向を考慮

| | | | | |
|---------|----------------|------|------|------|
| 生活用水量 | 万 m^3 | 19.2 | 3 | 19.5 |
| 都市活動用水量 | " | 3.9 | 1 | 4.0 |
| 有収水量 | " | 23.1 | 4 | 23.5 |
| 有収率 | % | 91.5 | 89.3 | 91.4 |
| 1日平均給水量 | 万 m^3 | 25.2 | 5 | 25.7 |
| 負荷率 | % | 82.4 | 82.4 | 82.5 |
| 1日最大給水量 | 万 m^3 | 30.6 | 6 | 31.2 |

水需要関係

| | | | | |
|---------|----|------|-----|------|
| 行政区域内人口 | 万人 | 71.7 | 11 | 72.8 |
| 給水区域内人口 | " | 71.7 | 11 | 72.8 |
| 普及率 | % | 99.9 | 100 | |
| 給水人口 | 万人 | 71.6 | 11 | 72.7 |

給水人口関係

| | | | | |
|----|----|--------|-------|---|
| 項目 | 単位 | 泉営水道区域 | 秩父地域等 | 計 |
|----|----|--------|-------|---|

3 1日最大給水量の予測経過及び結果について
将来の水需要を予測するための目標年度については、当時行政区域内人口がピークと予測されていた平成27年度としました。
以下、平成27年度の予測値を詳述します。

この時の水需要の予測方法についても、基本的には乙第115号証で述べた平成19年の埼玉県長期水需給の見通しを策定する上で用いたものと同様の手法で予測を行っています。
また、予測にあたっては、県内を泉営水道区域と秩父地域等の2つに分け、かつ予測を行う上で実績は、平成3年度から平成12年度までの10年間を使用しました。

した渇水時などの予測し得ない事態に必要な水量として約13万㎡を計上し、合わせて約325万㎡の水道水が必要になると予測しました。

4 水源確保の考え方について

水需要予測結果における需要量約325万㎡に対する水源量は、浄水場内における漏水や各種ポンプの冷却水に使用する量などのロス分を見込み、約338万㎡相当を確保することとしました。

このうち、地下水や河川自流については、使用できる範囲の中で優先的に活用することとし、不足する水量をダムなどの水源開発施設へ参画することとしているのは、平成19年度の長期水需給の見通しの時の考え方と変わりはありません。

なお、ロス分の算出についても、乙第115号証の陳述書に述べたとおり、平野部については県営水道分、市町村水道の自己水源分（地下水及び河川自流）及び秩父地域の水道は自己水源分を事業者別に推計して算出しています。

| 項 目 | | 水 量 |
|--------|-------|-------|
| 必要な水源量 | | 338万㎡ |
| 水内 | 地下水 | 58 " |
| | 河川自流 | 11 " |
| 源訳 | ダム開発水 | 269 " |

この時の、地下水及び河川自流については、先の陳述書（乙第115号証）の内容と概ね同量です。

5 ダム等水源開発施設の整理

この平成15年12月の見直しに際し、近年の人口の伸びの鈍化傾向等を踏まえ水需要量が減少したことから、余剰となる水源整理を行いました。

具体的には、平成12年度に県営の小森川ダムの中止及び大野ダムの休止を決定し、平成13年度には、水資源開発公団（当時）が実施する思川開発事業への参画水量を削減しました。

また、水資源開発基本計画（通称「フルプラン」という。）や水利使用規則（水利権許可書）（乙第71号証第11条）の指導事項を遵守することを目的に、これまで未手当てとなっていた農業用水合理化事業に伴う非かんがい期の水源をハツ場ダムへその結果、保有水源は全体で約34万㎡となりました。

需要水量を賄うために必要な水源量は約338万㎡ですから、約6万㎡の余剰水源が発生しました。

この余剰水量の整理は、平成15年度に戸倉ダムから撤退することにより対応しました。戸倉ダムからの撤退を選択した理由は、本体工事に着手していないことやハツ場ダムと異なり水没家屋がないなど中止に伴う影響が比較的少ないと判断したからです。

このように、本県は、余剰となっている農業用水や工業用水からの水道用水への転用を積極的に進めるなど水利利用の合理化による水資源の確保に努めるとともに、余剰となった水源については、適切に整理してきたところです。

以上、陳述した平成15年12月の長期水需給の見通しの結果を、次図に示します。

水需給見通しと新たな水源計画について



